

■第367回食品安全委員会

日時：平成23年2月17日（木）14：00～15：00

傍聴者：9名

議事概要：

（1）米国産牛肉の混載事例について

・厚生労働省及び農林水産省から報告。

（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○添加物

1) (3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物

・厚生労働省から説明。

・本件について添加物専門調査会において審議することとなった。

* アスパラガス、セロリ、コールラビ、うんしゅうみかん、スイートコーン、緑茶等の食品に天然に含まれる成分です。欧米では、DL- (3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウムクロリドが、魚介製品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。

○農薬 10品目（5）～10）はポジティブリスト制度関連）

1) クロルフェナピル 2) テブコナゾール
3) メトキシフェノジド 4) 1-ナフタレン酢酸
5) カルボスルファン 6) ベンフラカルブ
7) エンドスルファン 8) クロリムロンエチル
9) クロルタールジメチル 10) デスメディファム

・厚生労働省から説明。

・「クロルフェナピル」、「テブコナゾール」、「メトキシフェノジド」及び「1-ナフタレン酢酸」の4品目については、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。その他の6品目については、農薬専門調査会において審議することとなった。

* 1) 殺虫剤（殺ダニ剤）で、小豆、かんしょ、りんご等に使用します。今回、はくさい、ブロッコリー、しゅんぎく、にんじん、ほうれんそう、しょうが、豆類（未成熟）及び小粒核果類への適用拡大申請がされています。

* 2) 殺菌剤で、小麦、たまねぎ、りんご等に使用します。今回、うめ、かき及び茶への適用拡大申請並びに干しぶどうへの基準値設定依頼がされています。

* 3) 殺虫剤で、稲、キャベツ、ブロッコリー等に使用します。今回、だいこん及びかんしょへの適用拡大申請がされています。

* 4) 植物成長調整剤で、みかん、りんご等に使用します。今回、かんきつ（みかんを除く）への適用拡大申請がされています。

* 5) 殺虫剤で、水稻、なす、ねぎ等に使用します。今回、魚介類への基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

* 6) 殺虫剤で、水稻、なす、ねぎ等に使用します。今回、魚介類への基準値設定の要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 7) 殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 8) 除草剤で、日本国内での食用の農薬登録はありません。非食用の日本芝に登録があります。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 9) 除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

* 10) 除草剤で、てんさいに使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

○農薬及び動物用医薬品

1) フィプロニル（ポジティブリスト制度関連）

- ・厚生労働省及び農林水産省から説明。
- ・本件については、まず先に主たる用途に関係する農薬専門調査会で審議を行った後、動物用医薬品専門調査会で審議を行うこととなった。
- * 殺虫剤で、水稻、さとうきび、はくさい等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。更にポジティブリスト制度導入に伴う飼料中の残留基準が設定されています。

(3) 農薬専門調査会における審議結果について

1) 「フルオピコリド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書（案）について、一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- * 殺菌剤で、ばれいしょに使用し、はくさい、たまねぎ等への適用拡大申請及びさといも、かんしょ等へのインポートトレランス（国外で使用される農薬等に係る残留基準）申請がされています。

(4) 企画専門調査会における審議結果について

1) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について

- ・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
- ・「加熱時に生じるアクリルアミド」を自ら評価の候補案件とすることについて、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

2) 平成23年度食品安全委員会運営計画（案）について

- ・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
- ・「平成23年度食品安全委員会運営計画（案）」について、一部修正の上、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

(5) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1) 遺伝子組換え食品等「LEU-No. 2株を利用して生産されたL-ロイシン」に係る食品健康影響評価について

- ・「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
- * 栄養補給を目的とする食品、飲料及び調味料等に使用される食品添加物です。